

三原市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和8年4月24日（金） 午後2時00分  
場所 三原市役所3階 会議室304・会議室305・会議室306

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員17名 議席番号・氏名 次のとおり

|     |       |     |        |     |        |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 新庄 實雄 | 2番  | 花山 哲男  | 3番  | 久留本 忠美 |
| 4番  | 林 壽彦  | 5番  | 竹廣 愛   | 6番  | 信藤 延夫  |
| 7番  | 平木 時治 | 8番  | 武郷 勝巳  | 9番  | 生駒 健人  |
| 10番 | 山本 明雄 | 11番 | 山口 郁恵  | 12番 | 阪井 瑞枝  |
| 16番 | 河村 博  | 17番 | 佐々木 豊彦 | 15番 | 山口 龍子  |
| 19番 | 兼光 一美 |     |        | 18番 | 井長 哲   |

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

|     |        |     |       |     |       |
|-----|--------|-----|-------|-----|-------|
| 20番 | —      | 21番 | 東 久喜  | 22番 | 宮崎 幸男 |
| 23番 | 池原 幸伸  | 24番 | 實田 清隆 | 25番 | 福竹 順二 |
| 26番 | 河本 吉重  | 27番 | 宮岡 恒輔 | 28番 | 岡田 利文 |
| 29番 | 佐々木 昭和 | 30番 | —     | 31番 | 大崎 恒生 |
| 32番 | 貞元 義巳  | 33番 | 戸野 勉  | 34番 | 高下 義彦 |
| 35番 | 廉 賢治   | 36番 | —     | 37番 | 松廣 真治 |
| 38番 | 向井 浩司  |     |       |     |       |

欠席委員

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 20番 | 為清 敏治 | 30番 | 吉国 幹夫 | 36番 | 宮本 洋子 |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|

3. 議事録署名人

|    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 9番 | 生駒 健人 | 17番 | 佐々木 豊彦 |
|----|-------|-----|--------|

4. 議事説明員・職・氏名

|       |          |    |       |     |        |    |       |
|-------|----------|----|-------|-----|--------|----|-------|
| 事務局長  | 岡 泰彦     | 係長 | 山崎 雅樹 | 専門員 | 今本 行紀  | 主任 | 関友 健介 |
| 農林水産課 | 係長 茂見 鉄平 | 主任 | 森政 航太 | 主任  | 大西 佐智恵 |    |       |

5. 審議事項

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 第19号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第20号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 第21号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第22号議案 | 非農地証明申請について          |
| 第23号議案 | 農用地利用集積等促進計画案について    |

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は17名中、17名で定足数に達しておりますので、第4回総会は成立しております。  
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、9番 生駒委員、17番 佐々

木委員を指名します。

議 長           これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。

議事日程は、日程第1を第19号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第23号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議 長           日程第5 第23号議案を上程します。

農用地利用集積等促進計画案について、三原市長からの諮問です。

第23号議案に係る、資料23の第1番から第178番について審議します。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により4回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局           はじめに、資料の訂正についてご案内いたします。

先日、議案とともにお送りした資料23につきまして、設定する利用権の終期に一部誤りがございました。大変申し訳ありませんでした。訂正箇所は、資料23、6ページ、番号129の終期を「令和10年12月31日」に修正頂きますよう、お願いいたします。

それでは議案書11ページをご覧ください。第23号議案農用地利用集積等促進計画案について説明します。

この農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定をおこなうため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求めるものです。

今回、農地中間管理機構を通して利用権を設定する農用地は、議案書中段の地域別面積集計とおりで、全体で

合計178筆、面積277,472.00㎡が提出されています。

全体説明は以上です。

議 長           これからは、個別に審議します。

はじめに、資料23の借手が農事組合法人〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長           担当者の説明を求めます。

事務局           資料23の1ページをご覧ください。

第1番及び第10番から第13番までは、長谷1丁目〇〇外4筆 8,869㎡について、農事組合法人〇〇を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。

農事組合法人〇〇にかかる説明は以上です。

議 長           担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長           質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議 長           挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、資料 23 の借手が有限会社〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局 資料 23 の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

第 18 番から第 26 番まで、第 36 番から第 52 番まで及び第 56 番から第 60 番までは、高坂町真良〇〇外 27 筆 面積 45,553 ㎡について、有限会社〇〇を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。

有限会社〇〇にかかる説明は以上です。

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認されました。  
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、資料 23 の借手が農事組合法人〇〇の案件を審議します。こちらは私の関係の議事になりますので、退席いたします。この間、副会長が議長の職務を代理します。

・・・会長退席、議長交代・・・

副会長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 資料 23 の 3 ページから 6 ページまでをご覧ください。

第 70 番から第 126 番までは、久井町下津〇〇外 56 筆 面積 93,565 ㎡について、農事組合法人〇〇を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。

農事組合法人〇〇にかかる説明は以上です。

副会長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

副会長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

副会長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認されました。  
会長は、入室してください。

・・・委員入室、議長交代・・・

議 長 続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、残りの案件について審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 資料 23 の 1 ページから 8 ページをご覧ください。  
先ほど審議いただいた番号を除く案件について説明します。

三原地域から長谷 4 丁目〇〇外 21 筆 面積 36,494 m<sup>2</sup>  
本郷地域から本郷町船木〇〇外 13 筆 面積 20,724 m<sup>2</sup>  
久井地域から久井町羽倉〇〇外 8 筆 面積 12,819 m<sup>2</sup>  
大和地域から大和町上徳良〇〇外 42 筆 面積 59,448 m<sup>2</sup>  
合計 88 筆 129,485 m<sup>2</sup>について農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。  
農地の貸手、借手、設定する利用権の内容については、資料 23 に記載の通りです。  
以上で農用地利用集積等促進計画の案について説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、第 23 号議案は全て原案のとおり承認されました。

議 長 ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長 日程第 1 第 19 号議案を上程します。  
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 32 件から第 41 件を審議します。  
本議案も「議事参与の制限」の規定により 2 回に分けて審議します。  
はじめに、第 34 件及び第 35 件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。

第 19 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 第 34 件、第 35 件 について説明します。  
第 34 件は、〇〇から宗郷 5 丁目の農事組合法人〇〇が、沼田東町七宝〇〇外 3 筆 地目：  
田 4 筆 4,041 m<sup>2</sup>について、相手方の要望を受けて農業経営規模拡大のため譲り受けるもので  
す。  
第 35 件は、〇〇から宗郷 5 丁目の株式会社〇〇が、沼田東町末光〇〇 地目：田 1,186  
m<sup>2</sup>について、相手方の要望を受けて農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
本件は、譲受人が農地所有適格法人の要件に全て適合しており、他の農地法第 3 条の許可要  
件も満たしています。  
第 34 件、第 35 件の説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足  
説明があれば、挙手の上、発言してください。

19 番 第 34 件及び第 35 件について、〇〇農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、両案件の申  
請地及び申請地の一部に小屋が建っていることを確認しました。そのため、R8.4.20 に事務局  
へ行き、200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設にかかる農地転用の届出が提出されているのか確認を行いま  
した。その結果、第 35 件については、過去に 200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設にかかる農地転用の届  
出が提出されていることが分かり、同日に事務局職員と委員 2 名で再度現地確認を行いまし  
た。その際に譲受人の法人理事、〇〇農業委員が現地に來られたので、第 34 件については、  
200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設にかかる農地転用の届出が提出されていないため、現所有者へ小屋を  
撤去してもらうよう言ってくださいと依頼しました。また、第 35 件については、小屋が奥の  
方にあり、通路がなくなっていましたので、小屋への通路を確保してくださいと依頼しまし  
た。両案件について今日現在は、第 34 件は既に小屋が撤去されていたことを、また第 35 件は  
小屋への通路の確保を確認したことを補足しておきます。

議 長 補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、残りの案件について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 説明に先立ちまして、申請の取下がありますので説明します。  
第 39 件について、申請者から、「譲渡人に耕作の意思があり、管理できる状態であるため」、当該申請を取り下げるとの申出がありました。なお、本日配布している「農地法関係諸証明事務等について」は掲載が間に合いませんでしたので、5 月の定例総会で改めて報告します。  
つきましては、議案から削除をお願いします。  
それでは説明いたします。議案書 1 ページをご覧ください。  
第 32 件は、亡〇〇遺言執行者〇〇から、須波西 1 丁目の〇〇が、須波西 2 丁目〇〇 地目：畑 476 ㎡を、遺言により譲り受けて耕作管理するものです。  
第 33 件は、〇〇から、埼玉県の〇〇が、八幡町美生〇〇外 1 筆 地目：畑 2 筆 合計 284 ㎡を、隣接する空き家とともに譲り受け、新規就農するものです。  
第 36 件は、〇〇から皆実 1 丁目の〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：田 1,164 ㎡について、経営地に隣接しており相手方の要望を受けて譲り受け、耕作管理するものです。  
第 37 件は、〇〇から沼田東町の〇〇が、幸崎能地 5 丁目〇〇 地目：畑 347 ㎡について、相手方の要望を受けて譲り受け、新規就農するものです。  
第 38 件は、〇〇、〇〇及び〇〇から明神 2 丁目の〇〇が、本郷町船木〇〇外 1 筆 地目：田 1 筆、畑 1 筆 合計 1,514 ㎡について、相手方の要望を受けて譲り受け、新規就農するものです。  
第 40 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町下徳良〇〇外 2 筆 地目：田 3 筆 合計 2,648 ㎡について、現在も譲渡人の要望を受けて耕作しており、生前贈与を受けて引き続き耕作管理するものです。  
第 41 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町棕梨〇〇外 5 筆 地目：田 5 筆、畑 1 筆 合計 3,141 ㎡について、居住地から近く、住居とともに譲り受けて新規就農するものです。  
以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。  
農地法第 3 条の許可申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議 長 ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 全員挙手であります。  
よって、第 19 号議案は、第 39 件を除き原案のとおり許可決定をすることに決しました。

- 議 長 次に、日程第２ 第 20 号議案を上程します。  
農地法第 4 条の規定による許可申請について、第 3 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 5 ページをお開きください。第 20 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。  
第 3 件は、〇〇が、高坂町真良〇〇外 2 筆 地目：畑 1 筆、田 2 筆 合計 772 ㎡について、リサイクル資源置場に転用するもので、内容は、鉄屑 90 ㎡、家電 57 ㎡、アルミ・バイク 90 ㎡、自転車 85 ㎡、エアコン 50 ㎡、タイヤ 46 ㎡です。  
なお、当該案件の申請地は、過去に農地法第 3 条許可申請が提出され、R5. 6. 23 付けで許可を受けた農地です。当該案件の申請地について、R7. 11. 26 に実施した農地パトロールにおいて、〇〇農業委員、〇〇農地利用最適化推進委員とともに現地確認を行いました。その際にエアコン、室外機及びテレビ等が野積みされて無造作に置かれていたため、申請者へ聞き取りを行いました。申請者は東広島市でリサイクル業を営んでおり、古物商の資格を持っているということを知り取りしています。また、他法令違反の有無について、三原市生活環境課、三原警察署生活安全課へ確認しました。三原警察署生活安全課にも現地を確認いただき、その結果、廃掃法違反の状況はなく、物品が野積みされていただけであって、当該業者が古物商、リサイクルの許可を得ており、物品は有価物であり、財産を置いてあるだけであるため、廃掃法違反にあたらないとの見解を知り取りしています。しかし、廃掃法違反ではないが、農地法の違反転用の状態であるため、三原市農業委員会事務局から申請者へ、R8. 1. 8 付けで是正通知書を送付し、R8. 2 月末に、申請者から物品を全て撤去したとの連絡を受けました。その後、R8. 3. 13 に、〇〇農地利用最適化推進委員と事務局で現地を確認し、当該案件の申請地にあった資材は撤去されていることを確認しました。その後、申請者から当該案件の申請地をリサイクル資材置場として利用したいと申し出があったため、この度改めて農地法第 4 条の規定による許可申請が提出されたものです。なお、当該案件の申請にあたり、転用の許可を得ることなく、申請地をリサイクル資源置場に転用していたことから、始末書を求め、今後の対応策とあわせて提出されています。  
申請地の農地区分は、第 2 種農地です。  
許可基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第 4 条第 6 項第 2 号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。  
農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- 8 番 補足します。場所は国道 2 号線の〇〇工業団地入口に信号がありますが、そこから県道 50 号線の〇〇方面へ約 2～3km 北上して頂いて、左側へ約 100m 上がった山の中です。一般通行する所からは見えにくい立地条件の場所でした。先程事務局から説明がありましたが、約 3 年前に申請人が、隣接する家とともに野菜を作るとして、農地法第 3 条の許可を受けて申請地を取得しましたが、作っておらず、説明がありましたようにリサイクル品が至る所に野積みされている状態でした。そのような状態でしたので、事務局が是正通知書を送付して、いろいろ指導をされ、三原警察署及び三原市生活環境課などとも相談して、どのように対処したら良いかなど、しっかり対応されています。また土壌汚染に対する対応策、オイル漏れなどの懸念に対しても、このようにやっていくということで、良いのではないかと思います。地区担当の委員としても、事務局といろいろ相談をして、可能な限りの対応をしました。審議をよろしくお願いします。
- 議 長 補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 ないようなので、これより、採決に入ります。  
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第3 第21号議案を上程します。  
農地法第5条の規定による許可申請について、第29件から第43件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

議 長 本議案も「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議します。  
はじめに、第40件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。  
第21号議案 農地法第5条の規定による許可申請第40件について説明します。  
第40件は、〇〇から、農事組合法人〇〇が、大和町大草〇〇の一部 地目：畑 600㎡のうち218.46㎡について、賃借権を設定し、農業用倉庫等に転用するもので、内容は、農業用倉庫1棟、物置1棟、進入路です。  
農地区分は、第2種農地で、許可基準については、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。  
なお、農振区分について「農振農用」の記載がありますが、農用地区域用途区分変更申出があり、令和8年4月17日付けで既に用途区分変更済です。  
第40件の説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議 長 補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、残りの案件について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページから9ページをご覧ください。  
第29件は、〇〇から、〇〇が、八幡町美生〇〇 地目：畑 82㎡について、所有権の移転を受け、庭敷に転用するものです。  
なお、本案件は、転用の許可を得ることなく、庭敷に転用していることから、始末書を求め、提出されています。  
第30件、第32件は同一案件のため併せて説明します。  
譲受人は〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、第30件は、譲渡人〇〇、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 2,465㎡、第32件は、譲渡人〇〇、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 490㎡、合計2,955㎡に、寮1棟、駐車場15区画を設置するものです。

第31件は、〇〇から、〇〇株式会社が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 1,332 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、寮1棟、駐車場11区画です。

第33件は、株式会社〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 211 m<sup>2</sup>(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇 165.00 m<sup>2</sup>)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、建売住宅1棟、駐車場2区画です。

第34件は、〇〇から、〇〇株式会社が、本郷町船木〇〇外1筆 地目：田 合計2,369 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル168枚、12棟、発電量49.5kW規模です。

第35件は、〇〇から、〇〇株式会社が、本郷町船木〇〇 地目：田 990 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、資材置場等に転用するもので、内容は、太陽光パネル資材104 m<sup>2</sup>、車両転回スペース278.25 m<sup>2</sup>です。

第36件は、〇〇、〇〇及び〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町船木字片側2305-1外10筆 地目：畑 合計2,485 m<sup>2</sup>に併用地の雑種地2筆495 m<sup>2</sup>、ため池1筆30 m<sup>2</sup>を含め、所有権の移転を受け、資材置場及び駐車場に転用するもので、内容は、足場資材240 m<sup>2</sup>、型枠資材120 m<sup>2</sup>、土木資材150 m<sup>2</sup>、補助資材80 m<sup>2</sup>、駐車場3区画、旋回場所、進入路及び作業荷捌きスペース1,715 m<sup>2</sup>です。

なお、本案件の一筆2309について、転用の許可を得ることなく、倉庫を建築していることから、始末書を求め、提出されています。

第37件は、〇〇から、〇〇株式会社が、本郷町船木〇〇外5筆 地目：田 合計3,207 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル168枚、12棟、発電量49.5kW規模です。

第38件は、〇〇から、〇〇合同会社が、本郷町南方〇〇 地目：田 940 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル148枚、6棟、発電量49.5kW規模です。

第39件は、〇〇から、〇〇株式会社が、久井町下津〇〇外1筆 地目：田 合計2,613 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル160枚、9棟、発電量49.5kW規模です。

第41件から第43件は、譲渡人が〇〇、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するものであるため、合わせて説明します。

第41件は、大和町棕梨1065-1 地目：田 1,303 m<sup>2</sup>について、太陽光パネル168枚、3棟を設置するものです。

第42件は、大和町棕梨1070-1 地目：田 1,511 m<sup>2</sup>について、太陽光パネル168枚、2棟を設置するものです。

第43件は、大和町棕梨1075-1 地目：田 1,270 m<sup>2</sup>について、太陽光パネル168枚、3棟を設置するものです。

発電量はすべて49.5kW規模です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第33件が第3種農地で、その他の案件については、全て第2種農地です。

許可基準については、第33件は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。その他の案件については、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議長

補足説明等ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

19番

第36件について、申請地の一筆に倉庫を建築しているとのことだが、いつごろ建築されたものなのか。

事務局

譲渡人に確認したところ、倉庫は祖父の時代に建築したもので、建築後40年は経過してい

るとのことでした。

19 番            そんな前に建築して、そのままにしているのであれば悪質だと思う。始末書を求めて追認するのではなく、倉庫を撤去して、その後に申請させるべきと思う。

事務局            この倉庫は、譲受人が農地転用許可を受けたのち、転用事業実施に先立ち撤去する予定です。

19 番            あくまでも倉庫を撤去してから、農地転用許可申請をする。始末書はなし。

事務局            他の農地転用許可申請の中に、過去に転用許可を受けずに転用を実施している案件があり、始末書の提出を求め、その提出をもって追認により許可をしています。当該案件について、始末書の提出をもって追認により許可しない理由について、どのようにお考えでしょうか。

19 番            申請人が法人だからです。違反転用について、法人に対して厳しく対処したことが過去にあったと思う。

事務局            倉庫を建築したのは、譲渡人の祖父で個人です。なお、譲受人の法人は、申請地を取得したのち、倉庫を撤去して、転用事業を実施する計画です。

18 番            譲受人の法人は、申請する農地に転用許可を受けていない倉庫があれば、譲渡人に対して倉庫の撤去を求め、撤去したのちに農地転用許可申請するべきと思います。

3 番            農業法人も農地所有者から農地を購入してくれないかという依頼をよく受けます。その際、農地に転用許可を受けていない、または届出をしていない倉庫が建っていることがよくあります。所有者から依頼を受けて購入するのに、倉庫を建築した個人の所有者は倉庫を撤去しません。そのため、譲受人である法人が費用を掛けて倉庫を撤去するのは負担が大きく、購入を思い留まるというのが現実だと思います。18 番委員は、許可を受けず、または届出をせずに建築された倉庫については、倉庫が建っている農地を購入する法人が、購入する前に譲受人に対して撤去を求めれば良いと言われますが、私から言わせれば、何故倉庫の始末までして、その農地を購入しなければならないのかと思います。18 番委員は、それをどうお考えでしょうか。しかしそのような状態になれば、農地が荒れてきます。誰が農地を管理するのかという問題がいずれ起きてきます。そういうことも良く考えていただきたい。

事務局            現在の計画では、譲受人の株式会社〇〇が、農地を取得後に倉庫を取り壊す予定です。

18 番            倉庫を取り壊した後に農地転用許可を申請すればいい。

事務局            まだ農地の所有権移転をしていないので、譲受人は当該農地を買った後に取り壊しする計画です。

18 番            倉庫が建築されている船木〇〇について始末書が提出されているのでしょから、船木〇〇だけ外して審議すればいいのではないかな。

事務局            許可申請第 36 件は、申請地である合計 11 筆全てを利用した土地利用計画として申請されているので、1 部だけでは、申請が成り立たないということがあります。また、追認出来る案件については追認して良いということでもあります。また、この案件については、倉庫を取り壊す計画なので、出来れば追認について審議いただければと考えます。

19 番            倉庫をいつごろまでに取り壊すのか。

事務局            農地の所有権を取得した後に取り壊す予定です。

19 番            事務局は、譲受人が倉庫を取り壊したのを確認に行くのですね。

事務局            申請人から提出される事業の進捗状況確認書または完了報告書で確認します。

- 議 長 他に質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 ないようなので、これより、採決に入ります。  
本案を原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手多数であります。  
よって、第 21 号議案は、原案のとおり許可決定することに決しました。  
可決された議案のうち、転用面積が 30 アールを超える第 37 件については、農地法第 5 条第 3 項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に、日程第 4 第 22 号議案を上程します。  
非農地証明申請について、第 11 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 10 ページをご覧ください。第 22 号議案 非農地証明申請について説明いたします。  
第 11 件は、〇〇から、大和町下徳良〇〇外 4 筆 地目：田 4 筆、畑 1 筆 合計 664 ㎡について、〇〇、〇〇及び〇〇は平成 24 年頃から耕作放棄し、現況：山林として申請されています。〇〇及び〇〇は昭和 48 年頃に家屋を建築して以降、宅地として利用しており、現況：宅地として申請されています。  
申請地の農地区分は、第 2 種農地です。  
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 補足説明等ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
本案を原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 全員挙手であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 10 件  
○農地法第 4 条の規定による農地転用届出受理 1 件  
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 4 件  
○農地転用(農業用施設)届出受理 3 件  
○納税猶予に関する適格証明 1 件  
○取下願 4 件  
○非農地判断 423 筆

事務局

2 その他

○今後の日程

令和8年第5回定例総会 5月25日（月）14時

議 長

その他、何かありませんか。

無いようなので、これもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時14分

令和8年5月25日

議 長（会長）

議事録署名者

同 上